

米国の知的財産権戦略にみるわが国の課題

参議院議員 畑 恵

I. 米国の知的財産権戦略における基本的精神

1. 押えられる特許は、とりえず軒並み押さえる

→ 報告書:P4参照
(※注 報告書とは「米国バイオ&IT関連視察報告書」を指します)

2. 国益に叶わなければ、迅速に特許の付与基準や審査方法を転換

(1) ビジネスモデル特許

ex.) 審査をめくり「行動計画」=審査体制強化へ
マタカ社の「オンライン購入法」→一旦許可後に、取り消し

(2) バイオ特許

ex.) '95『バイオプロセス法(米国特許法103条b項)』成立
→ 新規性と進歩性を持つ製品を作るプロセスの特許申請において、自明性を理由に拒絶することを排除

3. ゴール(目的)は、技術移転・産業化による経済力強化と福祉向上

→ 報告書:P4~5, P11~12, P17~18参照

⇒ 技術移転促進のため徹底した法整備

(1) スチーブンソン・ワイドラー法('80)

(2) 連邦技術移転法('86)

(3) 国家技術移転促進法('95)

⇒ 産学連携にきわめて積極的

→ 報告書:P27~29参照

4. あくまで“国家戦略的”に権利取得

⇒ 国益を最大化する「段階」で、国益を最大化する「クレーム(特許請求の範囲)」を掲げて権利化

5. 高度な専門性を持った人材を徹底して養成・登用

II. 日米間における知的財産権をめぐる課題

1. 「先発主義」についての課題

先発主義—今や全世界の中で、採用しているのは米国のみ

ex.) 金属材料技術研究所の出願案件に対する米国での審査状況

「抵触審査」だけでも11年間と数千万円を費やして、いまだに審決出す。今後特許裁判に発展すれば出費は天文学的

※ 米国は「**先願主義**」に移行すべき

世界中で特許出願を行なう大企業を支持基盤とする共和党の方が、先願主義を進めやすい

⇒ プッシュ政権の今こそ国際協調のチャンス

2. バイオ特許についての課題

(1) 遺伝子特許の「進歩性」に対する判断基準の違い

日欧: 常套手段による解析のみで得られた遺伝子情報には「進歩性」を認めない

⇒ 特許付与×

米国: 常套手段による解析のみで得られた遺伝子情報にも「進歩性」を認める

⇒ 特許付与○

(2) 遺伝子特許の「有用性」に関する判断基準の違い

日欧: 実証または科学的裏づけに基づいた実質的な有用性が明らかにされている場合にのみ特許付与

米国: 実質的な有用性が科学的に裏付けられなくても特許付与

※ 米国を日欧の立場に近づけるべき

III. 知的財産権戦略をめぐるわが国の課題

1. 危機感(緊張感)の共有化—“食うか食われるか”という認識

知的財産権戦略の失敗や遅滞 ⇒ 国益を著しく阻害

ex.) バイオ特許—医療費の高騰・医療保険制度の破綻

↓

徹底して国益に立脚した戦略策定と迅速な実行

2. 目的の明確化

技術移転・産業化 ⇒ 経済力の強化&国民(人類)の福祉

3. 高度な判断を行なえる人材の養成

<判断すべき項目例>

- ・ どの研究成果を特許出願すべきか
- ・ どのようなクレーム(特許請求の範囲)で権利化すべきか
- ・ どのような企業にライセンスすべきか
- ・ 海外でも特許取得すべきかetc.

特に、

バイオインフォマティクス特許—バイオとIT双方の専門性が必要

4. 国際協調に向けたリーダーシップ発揮と欧州との連携強化

cf.) 産業政策、生命倫理 etc.

<技術移転促進のための各法律>

(1) スチーブンソン・ワイドラー法('80)

国立研究所が技術移転を行うための基本的な枠組みを作り上げた

- a) 国立研究所は、地方政府や大学、非営利機関、民間企業らと研究面で協力し、技術移転を行う機会を積極的に追求すること
- b) 各研究所に技術移転活動の中心となる「研究技術応用局」を新設
- c) 国立研究所を抱える省庁は、技術移転活動のために年間研究予算の0.5%を割り当てる

(2) 連邦技術移転法('86)

研究員それぞれが技術移転の意義を認められるよう、産業界との交流を促すインセンティブを与えた

- a) それぞれの研究員に**技術移転活動参加を義務付け**
- b) **勤務評定**に産業界との協力状況に関する項目を付加
- c) 特許に発明者として記載された研究員に、技術ライセンス収入の最低15%(年間個人上限10万\$)を付与

(3) 国家技術移転促進法('95)

- a) 発明が商業化された場合のロイヤリティ収入に加え、2000\$の報奨金を支払う
- b) パートナー企業に、開発される技術への独占ライセンスや非独占ライセンスを前もって確保する権利を認める